

投薬についてのお知らせ

(令和8年6月1日改定)

当院では、患者様の状態に応じ、28日以上長期処方又はリフィル処方を行うことが可能です。

なお、長期処方箋交付又はリフィル処方の対応可否は、患者様の病状に応じて、医師が判断します。

一般名処方について

《一般名処方加算に係る掲示》

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を発行しています。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、商品名ではなく一般名で表記した処方箋を発行することです。一般名処方は、同じ成分であれば、薬価が安い薬剤を調剤することが可能となります。

また、医薬品の供給が不安定な際にも、保険薬局において供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供することが可能となります。

お薬についてご心配、ご不安がございましたら、お気軽に医師にご相談ください。